

北朝鮮による「特別調査委員会」の解体などに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月二十四日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿

北朝鮮による「特別調査委員会」の解体などに関する質問主意書

北朝鮮の特別調査委員会は、日本の独自制裁決定を受け、拉致問題をふくむ日本人の調査を全面的に中止し、同委員会を解体することを表明したと、朝鮮中央通信が二月十二日に報じました（以下「この報道」とする）。この問題について質問します。

一 政府は、この報道を北朝鮮政府からの正式な通知と認識していますか。また、この報道以外に北京の大使館ルートなどを通じて通知がありましたか、あつたならばどのような内容であるかをお示し下さい。

二 政府は、この報道によって、二〇一四年五月のいわゆる日朝ストックホルム合意は破棄されたと認識していますか、破棄されていないという認識の場合もふくめて、その理由を具体的にお示し下さい。

三 政府は、北京の大使館ルートで抗議をしたと報じられています。その抗議は口頭ですか、文書ですか、いずれにしてもその内容を具体的にお示し下さい。また抗議に対して北朝鮮からどんな反応がありましたか、その内容をお示し下さい。

四 北朝鮮の特別調査委員会が日本人の調査を全面的に中止し、同委員会を解体すると表明したことにより、政府はこれから拉致問題などの解決に向けてどのような対応をとるおつもりですか。非公式協議をこ

れまでどおり進めるかどうかもふくめて、お示し下さい。

右質問する。